

公務災害事務担当者研修資料

Vol.2 根拠法令、適用職員、 事務の流れ、認定基準

地方公務員災害補償基金 岩手県支部



- このファイルに、音声解説は収録していません。
- このファイルは、20枚のスライドで構成しています。
- 各スライドは原則、左側に資料の画像、右側にその解説を掲載しています。
- ただし、資料の一部のみの掲載に留まるスライドがありますので、必要に応じて資料を別に印刷するなどして参照しながらご覧ください。
- 左クリックで次のスライドにスクロールします。

2-1 根拠法令

○ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（公務災害補償）

第45条 職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となり、又は船員である職員が公務に因り行方不明となった場合においてその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害は、補償されなければならない。

<公務災害補償制度の特色>

公務災害補償は、任命権者の「無過失責任主義」をとり、地方公共団体等に過失がなくても補償義務が発生する。一方、民法上の損害賠償は、原則として過失主義をとっており、この点で民法上の損害賠償とは異なっている。

○ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、地方公務員等の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体等に代わって補償を行う基金の制度を設け、その行う事業に関して必要な事項を定めるとともに、その他地方公務員等の補償に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

地方公務員の災害補償制度は、民間労働者等の「労働者災害補償保険法」による補償及び国家公務員の「国家公務員災害補償法」による補償とほぼ同様の補償制度となっている。

このファイルでは資料No.2について説明します。

公務災害補償について根拠となる法律は、左の2法。それぞれ口内に記載した特色をもっています。

地方公務員災害補償法には療養補償・遺族補償をはじめとする補償のメニューなどが規定されおり、同法のもとに施行令や施行規則が定められています。

なお、同法の施行と同時に地方公務員災害補償基金が設立され、以来50年以上にわたり補償業務を行ってきました。

ちなみに基金の設立以前は、各任命権者がそれぞれに（言い換えればバラバラに）補償を行っていたそうです。

2-2 災害補償制度が適用される職員

区分	職	対象職員	適用法令	補償実施機関
常勤	一般職 特別職	全職員（※1）		
非常勤	一般職	再任用短時間勤務職員 任期付短時間勤務職員 地方公務員の育児休業等に関する法律における育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員 常勤的非常勤職員（特別職を含む。）	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
		労災法適用事業所（※2）に勤務する会計年度任用職員など	労働者災害補償保険法	国（労働基準監督署）
		労災法非適用事業所に勤務する会計年度任用職員など	地方公務員災害補償法に基づく条例	地方公共団体
	特別職	議員、行政委員会の委員、附属機関の委員、労災法非適用事業所に勤務する嘱託員など	労働者災害補償保険法	国（労働基準監督署）
		労災法適用事業所（※2）に勤務する嘱託員など	消防組織法、消防法又は水防法に基づく条例	地方公共団体
		消防団員、水防団員	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	地方公共団体
		学校医、学校歯科医、学校薬剤師		

※1 「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく派遣職員・退職派遣者には、派遣先の公益法人等の災害補償制度（一般的には労災法）が適用される。

※2 労働基準法 別表第1

「常勤的非常勤職員」とは、

- 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、
- 常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、
- その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている者

地方公務員災害補償制度の対象となるのは、常勤の職員（一般職・特別職を問わず）および非常勤一般職職員の一部です。

会計年度任用職員は、週の勤務時間数や任用からの経過月数によって、対象になる場合と対象にならない場合が分かります。

（✓ 左下の口枠内を参照）

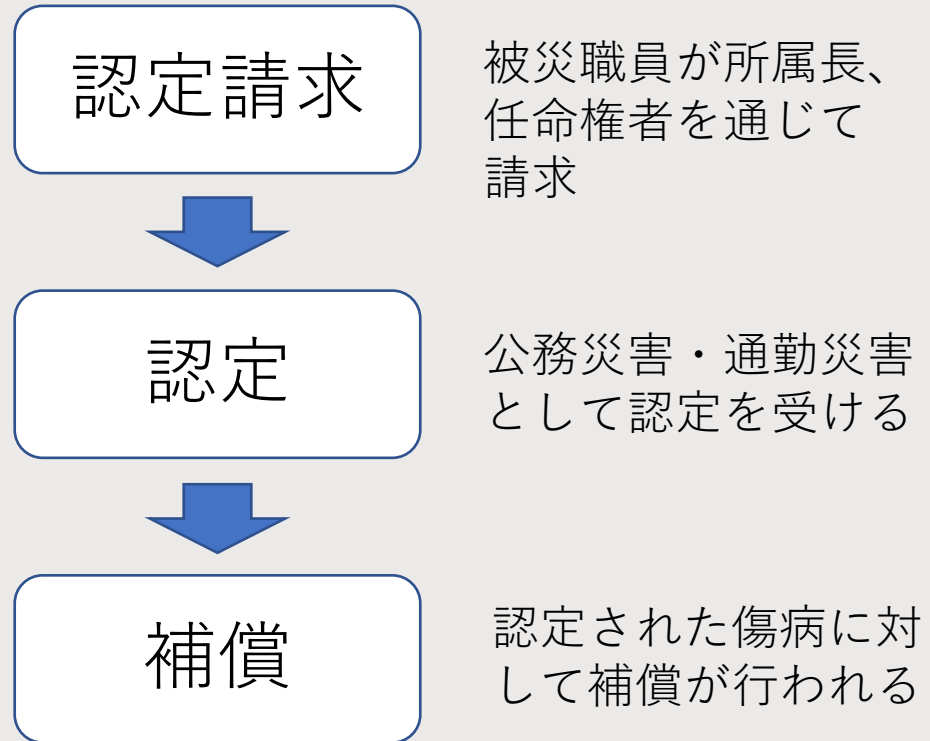
簡単に言えば、会計年度任用職員のうちでこの制度の対象となるのは、フルタイム勤務で任用13か月目以降の職員、です。

令和4年10月から共済組合制度の適用が拡大されますが、当災害補償制度は変更ありません。

【参考事例】
県の場合

「県議会の議員
その他非常勤の
職員の公務災害
補償等に関する
条例」

2-3 事務の流れ①



認定及び補償は、被災職員（又は遺族）からの請求に基づいて行われます。これを「請求主義」といいます。

請求主義をとっているため、被災職員等が補償制度を知らずに請求がされないことや、入院等のため手続きを行うことが困難な場合があることから、このような場合には、被災職員等が適正な手続きを行うことができるよう任命権者が助力し、又は指導することが求められます。

補償を受けるためには、被災職員（または遺族）は、まず「認定請求」の手続きを行う必要があります。

以後の認定および補償は、被災職員等からの請求に基づいて行われますが、これを「請求主義」と言い、請求がなければ認定も補償も行われません。

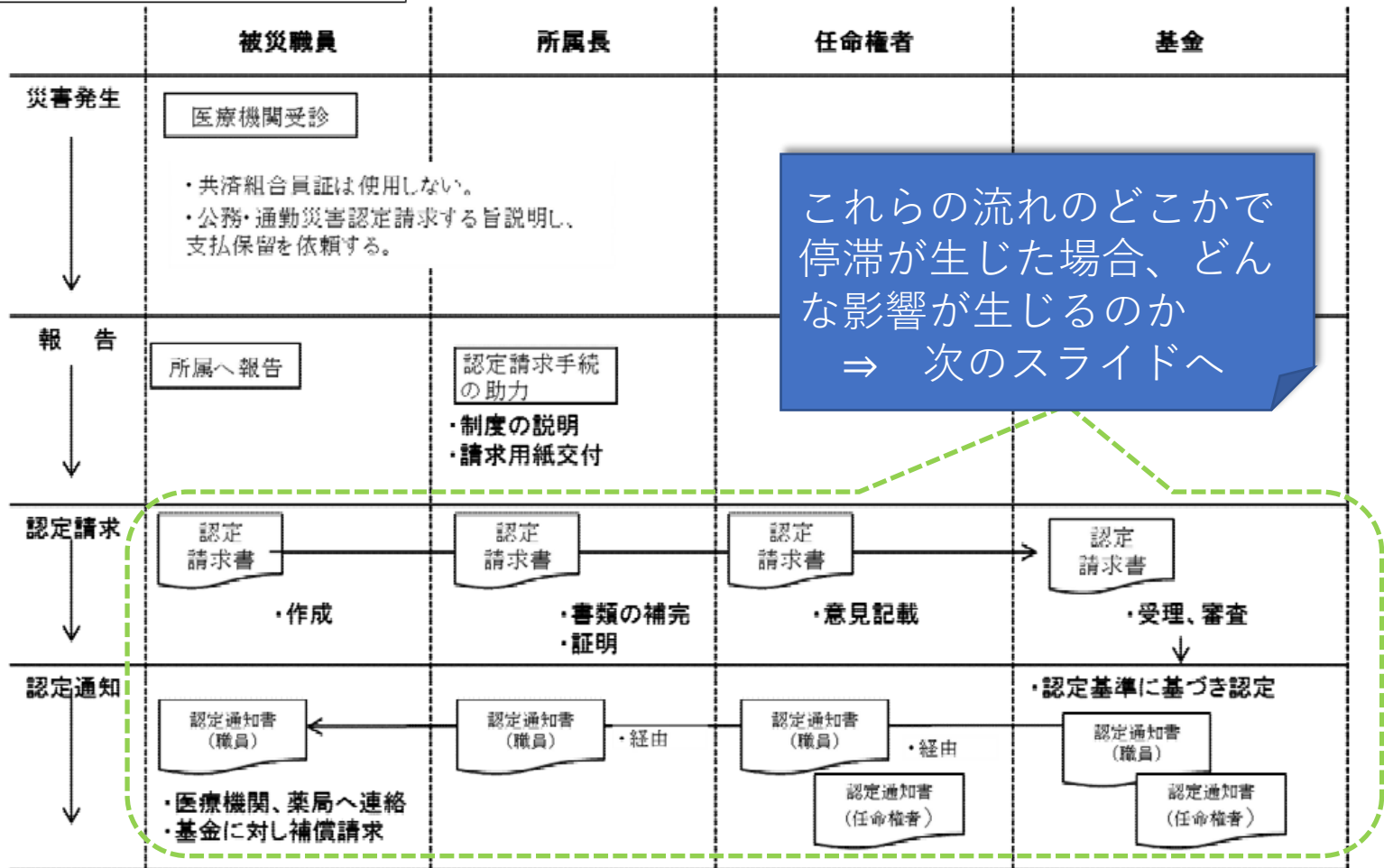
請求に基づいて、発生した災害が公務災害または通勤災害であると「認定」を受け、

公務災害または通勤災害と認定された災害（傷病）についてのみ「補償」を受けることができます。

（認定された傷病名以外の傷病についての治療費は、補償されません。）

2-3 事務の流れ② (認定請求～認定)

公務災害・通勤災害認定請求



これらの流れのどこかで
停滞が生じた場合、どんな
影響が生じるのか
⇒ 次のスライドへ

左の表は、災害が発生した後、認定請求から認定までの流れを示したものです。

縦に「災害発生」から「認定通知」までの流れを表し、横に被災職員・所属長（所属所の担当者）・任命権者・基金支部がそれぞれ担う事務を順に記載しています。

なお、「所属への報告」は、医療機関を受診する前でも構いません。

(参考)

補償を受ける権利の消滅時効は、地公災法第63条に規定されています。

補償を受ける権利の時効は2年または5年ですが、時効の起算日は補償の内容により異なるので、必要な場合は速やかに請求手続きを行ってください。

※ 補償を受ける権利は、2年間（障害補償及び遺族補償については5年間）行われなるときは、時効によって消滅する。

2-3 事務に関するトピックス（その1）

認定請求の事務には様々な機関が関わりますが、その中のどこかで事務が停滞すると、次のような事態が生じることがあります。

Q1： 被災職員が治療を受けた医療機関から、基金支部に対して電話で問い合わせあり。
「急性腰痛症で診療し、診療から2か月も経っているのに治療費が未だ支払われていない。
どうなっているのか？」



基金支部が確認したところ、次のことが判明しました。

- ① 被災職員は受診から約1か月後に職場に対して認定請求書を提出した。
- ② 職場では所属長の証明・意見を付して任命権者に送付したが、その段階で留まっており、基金支部への提出は未だ行われていなかった。

なお、本事案には次のような事情もあります。

「急性腰痛症」など腰痛に関わる事案は、被災職員本人の基礎疾患や素因が原因となる場合があることから、認定にあたっては基金支部において既往病歴の確認や、場合によっては医師の所見を徴することがある。そのため、公務災害と認定されるまでの期間は長くなりがち。

2-3 事務に関するトピックス（その2）

Q2： 医療機関から、今年5月、基金支部に対して電話で問い合わせあり。
「3年前に診療した患者について、公務災害に認定されているのかどうか確認したい。」



基金支部が確認したところ、次のことが判明しました。

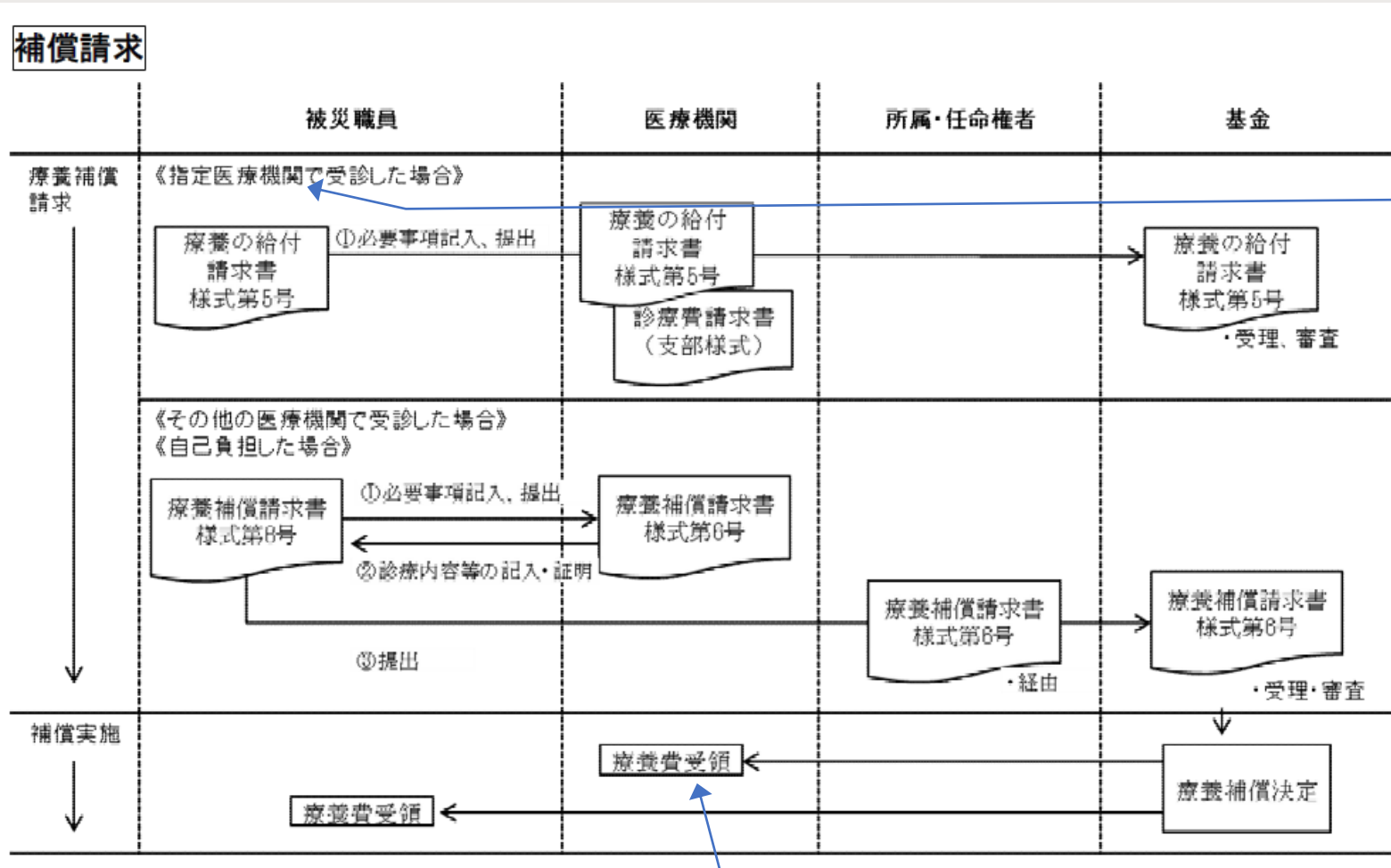
- ① 被災職員は公務災害認定請求書を所属長に提出したが、所属長がその後の手続きを行わず、請求書を机にしまい込んだままになっていた。
- ② そのため本事案の発生自体が任命権者にも基金支部にも伝わっておらず、請求書も提出されていなかった。つまり、本事案は公務災害と認定されていない。



なお、この結果、本事案には次のような影響が生じます。

- 公務災害の療養費を請求する権利は、2年間で時効。（地方公務員災害補償法）
よって本事案は、療養費の補償を受けることが既にできない。
- 一方、共済組合の給付についても、時効は2年。（地方公務員等共済組合法）
（その結果、療養費が本人の10割負担となるケースも）

2-3 事務の流れ③ (補償請求)



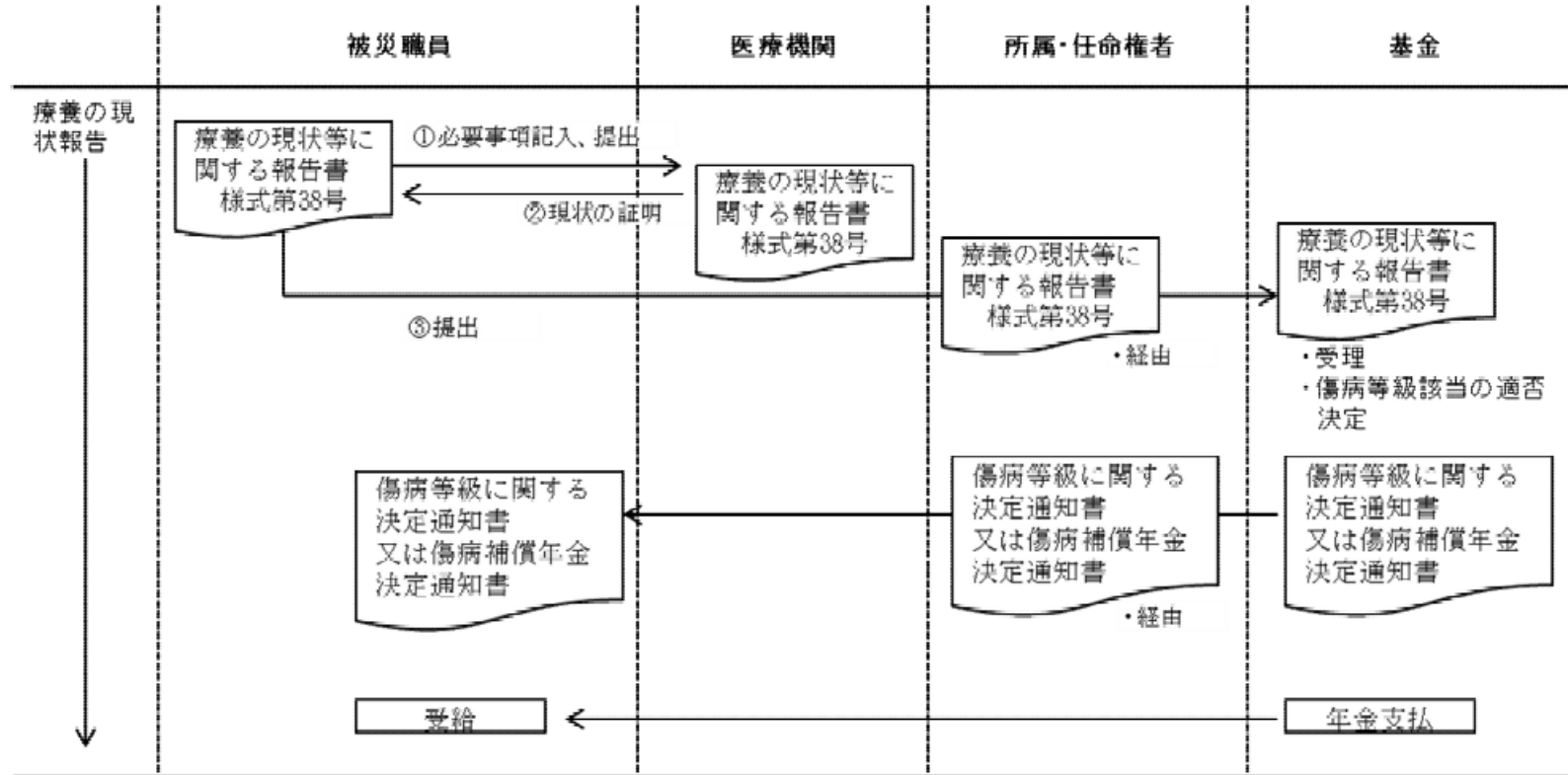
「療養費の補償請求」から「補償の実施」までの流れです。

「指定医療機関」は、資料No.5の4ページに一覧があります。県立病院・医大病院・市町立病院など公的な機関が概ね該当します。

療養費は、原則として、基金が医療機関に対して直接支払います。ただし補装具の費用を自己負担した場合など例外的に被災職員本人に対して支払うケースもあります。

2-3 事務の流れ④

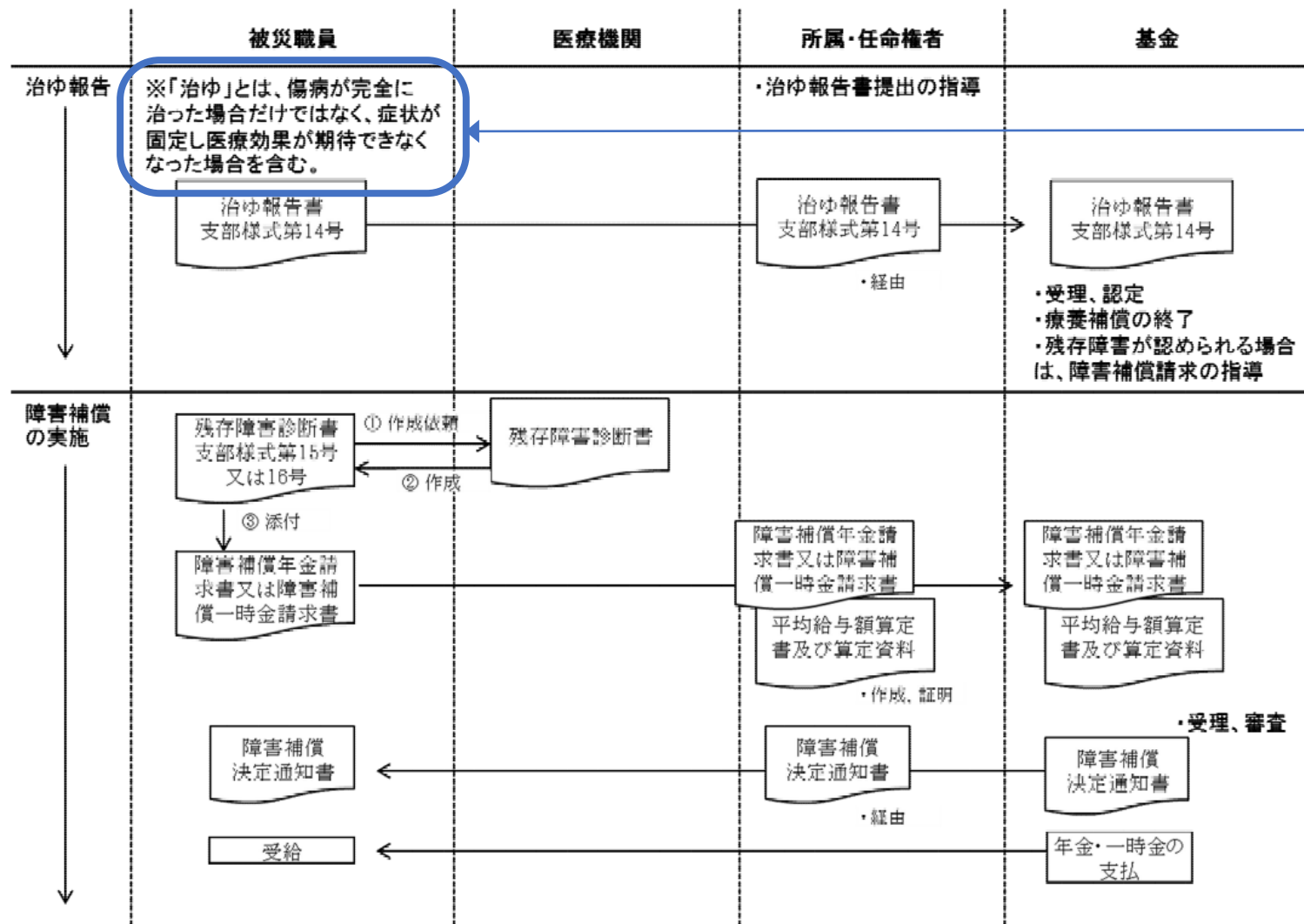
【療養開始から1年6カ月経過した日において傷病が治っていない場合】



滅多にないケースですが、このように療養開始から1年6か月が経過しても傷病が治っていないケースでは、「傷病補償」に該当する場合があります。

2-3 事務の流れ⑤

【傷病が治ゆ（症状固定）した場合】



💡 ポイント 💡

「症状固定」の例は、資料No.2の5ページ下段をご覧ください。

傷病が治ゆ（または症状固定）した際は、「治ゆ報告書」を提出してください。

なお、療養費の支給対象となるのは、治ゆまたは症状固定の日までの療養費です。

また、治ゆまたは症状固定の時点で残存障害が認められる場合は、「障害補償」の対象となるケースがあります。

2-4

公務災害の認定基準①

1 公務災害

(1) 認定要件

公務災害と認められるためには、下記2つの要件を満たす必要があります。

◆公務遂行性

職員が、公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと

◆公務起因性

公務と災害との間に相当因果関係があること

ア 公務遂行性

次の①から⑤に掲げる場合に、公務起因性があるものと認められます。

- ① 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下において公務に従事している場合。
- ② 通常又は臨時に割り当てられた職務は行っていないが、任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にある場合。
- ③ 任命権者の支配下にあるが、管理施設を離れて公務に従事している場合。
- ④ 特別の事情下における出勤又は退勤途上にある場合。
- ⑤ 地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が企画、立案、実施したレクリエーションに参加している場合。

イ 公務起因性

公務遂行性が認められても、

- ① 本人の有していた素因又は基礎疾患が相対的に有力な原因であり、単に公務遂行中に発症した場合
- ② 私的怨恨（けんか等）による場合など、公務から逸脱していると考えられる行為による場合等の災害については、公務起因性が認められず、公務災害として認めることはできません。

※相当因果関係が認められるとは・・・

災害発生の原因のうち、公務が他の原因（素因、基礎疾患等）と比較して「相対的に有力な原因」と認められる必要があります。したがって、複数ある災害の原因のひとつが、公務であるだけでは相当因果関係は認められず、公務災害とは認められません。

公務災害と認められるためには「公務遂行性」と「公務起因性」の要件をどちらも満たす必要があります。

「公務遂行性」とは、平たく言えば、公務を行っている最中に発生した災害であること。

「公務起因性」とは、同様に、公務が主要な原因として発生した災害であること。

詳しい説明は資料のとおりです。

「特別の事情下の出退勤途上」の例は、資料No.2の8ページおよび21ページをご参照ください。

- ・午後10時から午前7時30分までの間に勤務開始となる場合の出勤
- ・午後10時から午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤
- ・宿日直のための出勤、宿日直後の退勤
- ・24時間勤務の終了後の退勤 など

2-4 公務災害の認定基準②

(2) 公務上の負傷

次のアからクに掲げる場合に発生した負傷は、原則として公務上の災害となります。ただし、これらの場合においても、①故意によるもの、②本人の素因によるもの、③天災地変によるもの、④偶発的的事故によるもの、⑤私的怨恨によるものは、公務外となります。

<負傷の特色>

- 公務遂行性が焦点
- 公務に起因するかどうか比較的わかりやすい(創傷などは、外面的かつ可視的)

ア 職務遂行等に起因する負傷

- ① 通常又は臨時に割り当てられた職務を遂行中の負傷
- ② 職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為中の負傷
- ③ 職務の遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷
- ④ 勤務場所において負傷し又は疾病にかかった職員を救助する行為中の負傷
- ⑤ 非常災害時において、勤務場所又はその附属施設を防御する行為中の負傷

イ 出張(旅行命令)中又は赴任期間中の負傷

ウ 特別の事情下の出退勤途上の負傷

エ レクリエーション参加中の負傷

オ 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

カ 公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎において宿舎の不完全又は管理上の不注意によって発生した負傷

キ 職務遂行に伴う怨恨による負傷

ク 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

公務災害は、大別すると次の4つに分けることができます。

- 負傷
- 疾病
- 障害
- 死亡

この項では「負傷」について説明しています。

負傷は、その発生が外見から明らかである場合が多いため、公務との相当因果関係を求める際に特に医学的判断が必要とされないのが通例です。

公務上または公務外の認定は、原則として、被災職員が職務遂行中にその任命権者の支配管理の下にある状態で災害を受けたかどうかを判断して行われます。

資料ではア～クのそれぞれの事例などを口枠の中に補足しています。

2-4 公務災害の認定基準③

(3) 疾病

「疾病」は、職務や日常生活においてさらされる有害因子に加え、職員の素因や基礎疾患などさまざまな危険因子が作用します。

このため、公務上の疾病の認定に当たっては、「他の危険因子に比べ、公務に関連する有害因子が有力な原因となって発症したことが、医学上認められること」（＝公務起因性）がポイントになります。なお、疾病の場合の「公務遂行性」とは、職務遂行に伴って有害因子にさらされたことであり、職務遂行中に症状が現われる（例えば、勤務中に心筋梗塞で倒れる）ことではありません。

<疾病の特色>

- 公務起因性が焦点
- 公務中に発症しても公務に起因するかどうかがわかりにくい。
- 詳細な調査・検討が必要であり、比較的難しい。

- ◆有害因子 → 身体に有害な物理的因子、化学物質、身体に過度の負担のかかる作業態様、病原体など、疾病の発症経過に有害な作用を及ぼす諸因子
- ◆素因 → 遺伝的・体質的にある特定の疾病にかかりやすい状態
- ◆基礎疾患 → 疾病に先行して継続的に存在し、疾病の基礎になった既往の病的状態

この項では「疾病」について説明します。

一般的な疾病の場合、それが公務に起因して発生したものであるかどうかを判断することは、負傷や負傷に起因する疾病の場合に比べて困難であることが多くあります。

例えば、勤務中に心筋梗塞で倒れた場合、勤務中であったことだけで公務災害と認定される訳ではありません。

逆に、勤務時間外に自宅で倒れたから公務外、という訳でもありません。

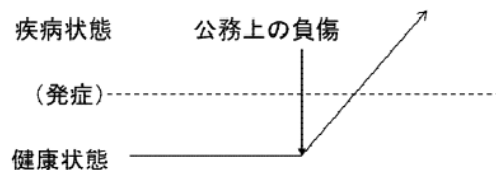
疾病の主要な要因が公務（長時間勤務や業務環境など）にあったのか、それとも職員本人の素因や基礎疾患が主要な要因であったのか、などについて基金では必要に応じて詳細な調査・検討を行います。

そのため職員本人のレセプト（診療報酬明細書）や医師の医学的所見、職場の資料などを必要に応じて徴することがあります。

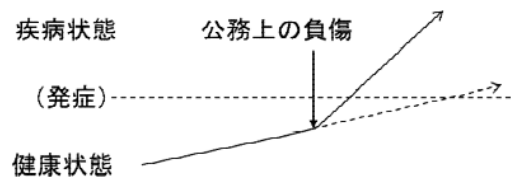
2-4 公務災害の認定基準④

ア 公務上の負傷に起因する疾病

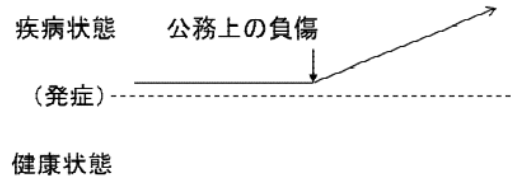
① 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、負傷により発病した場合



② 疾病の素因はあったが発病する程度ではなかった者が負傷により発病した場合、又は早晩発病する程度であった者が著しく発病時期を早めた場合



③ 既に発病していた者が、負傷によりその疾病を著しく増悪した場合



イ 物理的因子にさらされる業務に従事したために生じた疾病

カ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したために生じた疾病

コ アからケまでに掲げるもののほか、公務に起因することが明らかな疾病

公務上の疾病とされるのは、資料10ページのとおり、アからコまでの場合があります。

そのうちの「ア 公務上の負傷に起因する疾病」については、3つのパターンがあります。

これらの場合には、公務上の災害として認められるということです。

次のスライドに示す「災害性の腰痛」の場合などに、これらに当てはまるケースが生じます。

資料では、ほかにイ～コのそれぞれの事例などを口枠の中に補足しています。

2-4 公務災害の認定基準⑤

【資料12ページ】

<腰痛の認定について>

「人間の宿命的な疾病」ともいわれる腰痛の発症原因はさまざまです。

職務遂行に伴う過度の負担や疲労の蓄積に加え、加齢による腰椎の変性や日常生活における運動量といった個体的要因など、多くの要因が影響を及ぼして発症することから、腰痛は公務起因性の判断が難しい疾病の一つとされています。

公務上の災害（疾病）の認定に当たっては、腰痛を2つのタイプに分類し、公務起因性を判断することとしています。

1 災害性の腰痛

公務遂行中に、通常とは異なる動作により腰部に急激に力が加わったことにより引き起こされる、腰部の内部組織の損傷

重量物の取扱いにあたって

腰椎捻挫

【資料13ページ】

<心・血管疾患及び脳血管疾患等の認定について>

心・血管疾患及び脳血管疾患に係る公務上の災害（過労死など）の認定に当たっては、「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」（平成13年12月12日地基補第239号理事長通知）によることとされており、その概要は次のとおりです。

心・血管疾患、脳血管疾患が公務上の災害と認められる場合（概要）

職務に関連して

異常な出来事・突発的事態に遭遇

通常の日常の職務に比較して

特に過重な職務に従事（※）

《時間外勤務》

【資料14ページ】

<精神疾患等の公務災害の認定について>

公務が原因で精神疾患を発症したとして公務災害認定請求のあった事案においては、「精神疾患等の公務災害の認定について」（平成24年3月16日地基補第61号理事長通知）によることとされています。

精神疾患が公務上の災害と認められる場合（概要）

1 対象疾病である精神疾患を発症していたこと

- ・ 国際疾病分類第10回修正版（ICD-10第V章）に分類される精神疾患のうち、器質性の精神疾患（F0）及び有害物質に起因する精神疾患（F1）を除いたもの

疾病の認定に関して、資料では次の3つの疾病の取扱いについて紹介しています。

- ・ 腰痛
- ・ 心・血管疾患及び脳血管疾患等
- ・ 精神疾患等

疾病の認定にあたっては、基金本部からそれぞれの疾病の取扱いについて通知が出ており、資料は3つの疾病についてその内容をまとめたものです。

岩手県支部でも、申請される事案が生じています。

2-5 通勤災害の認定基準①

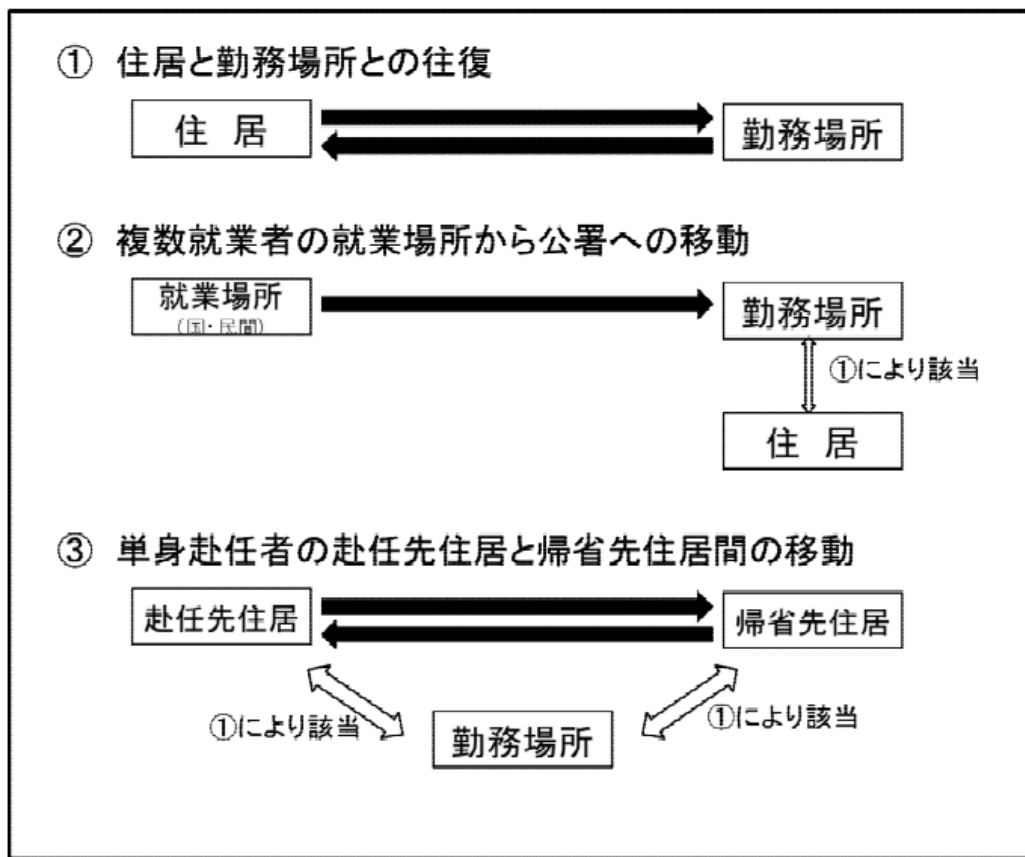
通勤災害の認定基準

(1) 通勤の定義と範囲

地公災法第2条第2項により、通勤とは「職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うこと」と定義されています。

〈通勤災害のポイント〉

- 合理的な経路か
- 中断・逸脱がないか



ここからは通勤災害の認定基準について説明します。

「通勤」の定義は、左に記載してあるとおりですが、さらに以下のア～カについて資料15～19ページで説明されています。

- ア 「勤務のため」とは
- イ 「住居」とは
- ウ 勤務場所とは
- エ 通勤の「始点」・「終点」
- オ 「合理的な経路及び方法」とは
- カ 「逸脱」・「中断」

これらのうち「カ」について、次のスライドで説明します。

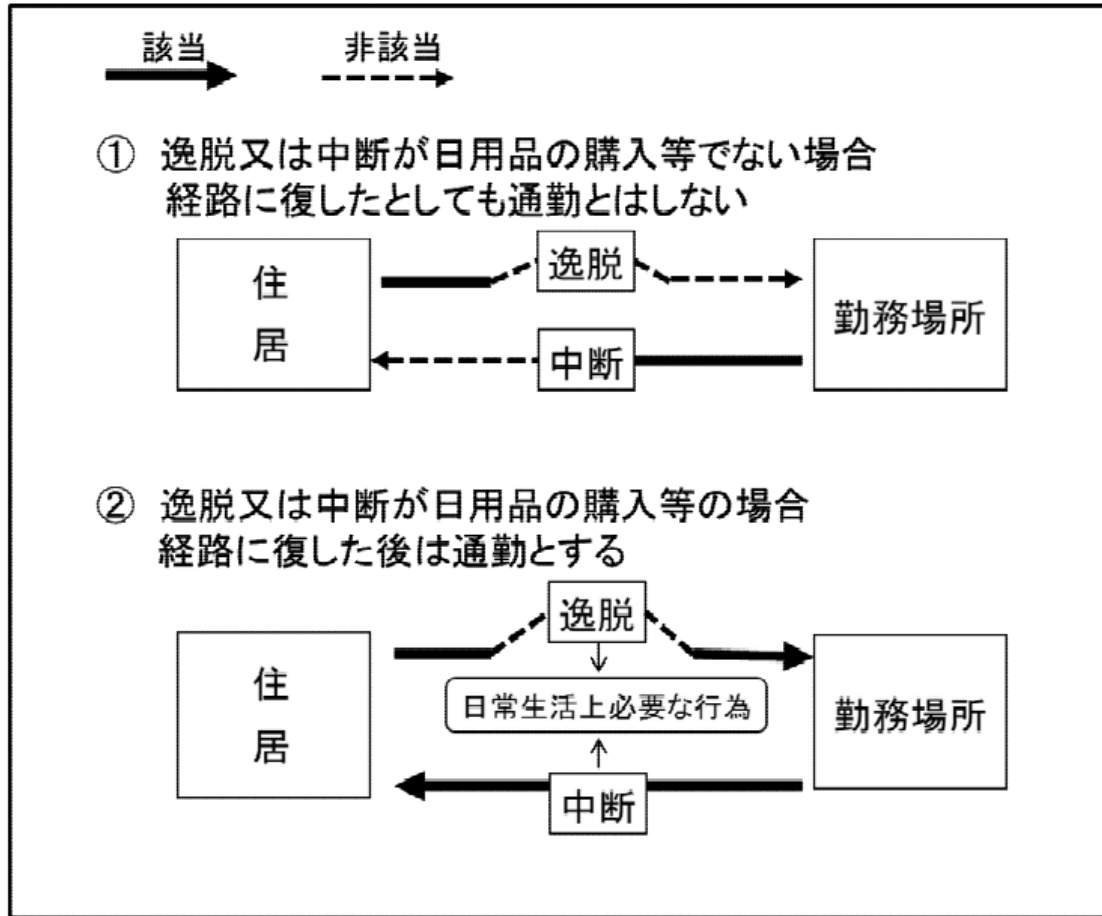
2-5

通勤災害の認定基準②

カ「逸脱」・「中断」

- ◆「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路から逸れること
- ◆「中断」とは、合理的な経路上において通勤目的から離れた行為を行うこと

通勤の途中において逸脱・中断した時点で、合理的な経路に復帰した場合でもその後は通勤と認められません（ただし、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当する場合を除く。）



左に記載しているとおり、「逸脱」とは「通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれること」、「中断」とは「合理的な経路上において通勤目的から離れた行為を行うこと」を言います。

逸脱または中断した場合は、その後合理的な経路に戻って移動を再開したとしても、原則として通勤とは認められません。

ただし、逸脱または中断の目的が「日常生活上必要な行為」である場合には、その後合理的な経路に戻って移動を再開した地点（時点）から通勤と認められます。（地公災法施行規則第1条の5）

認められる事例／認められない事例を、資料17～19ページに例示してありますので、ご参照ください。

2-5 通勤災害の認定基準③

- (2) 「公務災害」として取り扱われる通勤災害
資料No.2の8ページ（このファイルのスライド10枚目）と同じです。

3 補償制限

故意に災害を発生させた場合は、公務起因性が否定されることから、公務災害又は通勤災害は認められません。

一方、事故そのものの発生を意図した故意はないものの、その事故の原因となった行為が故意によるものであり、その結果災害が発生した場合については、公務起因性は認められますが、その場合、休業補償、予後補償、傷病補償年金又は障害補償の全部又は一部の支給を行わないことができるとされています。（法第30条）

補償制限の要件

- (1) 故意の犯罪行為又は重大な過失により事故を生じさせること。
ア 職員が法律、命令等に定める危害防止に関する規程に違反して事故を発生させた場合
イ 勤務場所における安全衛生管理上とられた事項が一般に遵守されているにもかかわらず、これに違反して事故を発生させた場合
ウ 監督者の事故防止に関する注意若しくは公務遂行上の指揮監督が一般に遵守又は励行されているにもかかわらず、これに従わないで事故を発生させた場合
- (2) 正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げること。

職員が故意の犯罪行為もしくは重大な過失によって事故を発生させたなどの場合は、その者に係る休業補償・障害補償等の全部または一部が減額されることがあります。

減額幅は、
左の(1)の場合は休業補償等の金額の3割、
左の(2)の場合は休業補償等の10日相当分、
とされています。

終わり

Vol.2

根拠法令、適用職員、
事務の流れ、認定基準

地方公務員災害補償基金 岩手県支部